

京都市子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する物価高騰対策臨時支援金の給付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける生活困窮する子育て世帯をはじめとした子育て世帯に対して支援を行っている子ども食堂や子育て家庭への食品配送事業に取り組む団体に対し、継続して支援を実施していただけるよう、臨時的な措置として支援金を給付するため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱の対象となる事業の定義は以下のとおりとする。

(1) 子ども食堂

食事提供を伴う子どもの居場所づくり事業で、会員等特定の者のみに対象を限定せず、広く地域の児童等を受け入れているもの

(2) 子育て家庭への食品配送事業

小学校区を単位とするなど一定の規模で、生活保護や就学援助を受けている子育て世帯に対し広く募集を行い、食料品や日用品等を定期的に届ける事業

(給付対象事業)

第3条 この要綱に基づく給付対象事業は、次条に定める対象団体が市内において実施する、次に掲げる要件を満たす事業のうち、市長が適当と認めるものとする。

(1) 利用者負担が無料または低廉であること

(2) 子ども食堂にあつては、1回当たり平均5食以上提供していること

(3) 子育て家庭への食品配送にあつては、1回当たり平均20世帯以上に配送していること

(4) 令和4年度中に継続して事業を実施していること（ただし、この要綱施行後に開始した事業も含む）

(5) 食事の提供にあつては、以下に掲げる事項を実施していること

ア 厚生労働省が発信している「子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意し、子どもの食物アレルギーの有無等について必要な配慮を行っていること

イ 京都市食品衛生法等の施行に関する要綱に基づく必要な届出を行っていること

(給付対象団体)

第4条 支援金の給付対象団体は、市内に本拠地のある団体・グループ（以下「団体等」という。）とする。

2 前項に該当する団体等であっても、以下の各号に該当する場合は、支援金の対象外とする。

(1) 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体

(2) その他、活動内容が公序良俗に反する団体

(給付金額)

第5条 給付金額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同一団体が複数の事業を実施する場合で、別の場所で別の人員でもって事業を実施し、サービス提供が一体的になされていないとみなされるものは、別の事業として取り扱う。

事業分類	支給金額	要件1	要件2
子ども食堂	100,000円	月複数回実施	・支援金は給付対象事業のみに使用すること ・令和4年度中に消費すること
	50,000円	月1回程度実施(※)	
子育て家庭への食品配送事業	500,000円		

※定期的な開催ではなく、夏休みなどの長期休暇期間に集中して実施する場合は、年間12日の開催があれば、月1回程度実施とみなす。

(申請手続)

第6条 支援金の給付を受けようとする団体等は、別に定める申請期間に、『京都市「子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する物価高騰対策臨時支援金」申請書兼請求書(第1号様式)』に事業概要書を添付して市長に提出しなければならない。

(給付決定)

第7条 市長は、前条による給付申請が到達してから、原則として30日以内に、当該申請に係る書類等の審査等を行い、給付することを決定した場合は、『京都市「子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する物価高騰対策臨時支援金」給付決定通知書(第2号様式)』により通知するとともに、団体等が指定した口座に振り込む方法により支援金を給付するものとする。

2 市長は、前項の審査等の結果、給付しないことを決定した場合は、『京都市「子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する物価高騰対策臨時支援金」給付不可決定通知書(第3号様式)』により、その旨を通知する。

(給付決定の取消)

第8条 市長は、年度途中の事業廃止、第5条の規定による重複受給、実績報告書の提出がない場合、申請書及び実績報告書の内容が事実と異なる場合、又は、その他不正の手段により支援金の給付を受けた団体等に対しては、給付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消し等を決定したときは、団体等に対し、速やかにその旨を『京都市「子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する物価高騰対策臨時支援金」給付決定取消通知書(第4号様式)』により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、給付決定を取り消した場合等において、既に、支援金が給付されている時は、期日を定めて、その返還を請求することができる。

(実績報告)

第9条 支援金の給付を受けた団体は、令和4年度の事業終了後、令和5年4月10日までに、『京都市「子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する物価高騰対策臨時支援金」実績報告書(第5号様式)』により、支援金の給付後も事業を継続して実施した

旨を京都市に報告しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の給付を受ける権利は、他人及び他法人に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第11条 支援金を受給した団体等は、次の各号に掲げる関係書類について、日常的に整備するとともに、給付後5年間保管しておかななければならない。

- (1) 運営に関する実績
- (2) 本事業に関する書類一式

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。